

別記1

福島空港ビジネス利用拡大事業 業務委託仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、「福島県」（以下「甲」という。）が「 」 （以下「乙」という。）に委託する、福島空港ビジネス利用拡大事業を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託の目的

福島空港定期路線について、ビジネス利用拡大キャンペーンを実施し、ビジネス利用による定期路線搭乗者の増加及び潜在需要の獲得を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容（6,000,000円以内）

（1）ビジネス利用拡大キャンペーン

ア 個人ユーザーと企業ユーザー（以下「ユーザー」という。）の希望する者に福島空港利用に関するキャンペーン等の情報を提供する。

※企業ユーザーには、個人事業主、非営利団体、任意団体、企業内部署・事業所・グループを含む。

イ ユーザーがビジネス目的で国内定期便を利用した回数に応じて福島空港内で利用できる商品券や福島県産品などの景品を進呈する。

- ・景品には、換金性の高い高額な金券を含めない。
- ・景品にキャッシュバックを含める場合、当該金額に消費税を加算せず、業務終了後に実額を精算する。
- ・利用回数を算入できる期間は、景品申込日から遡って6か月前から申込日までとする。

※その趣旨は、利用回数に算入できない期間を生じさせないこと、および委託期間を通して景品申込数の平準化を図り予算執行の見込みを可能にすることにある。

ウ 利用回数の多いユーザーに「らうんじf」を無料で利用できるよう措置する。

エ 本事業の対象者にアンケートを実施し、ビジネス利用の動向を分析する。

（2）福島空港新規利用者の獲得に向けた広報活動業務

ア 福島県、栃木県、茨城県、関西圏における新幹線や他空港との競合が生じるエリアを中心に、福島空港の利便性を訴える広報活動を行い、新たなユーザーの獲得を図る。

- ・広報活動の中でクーポンなどのインセンティブを配布することができるものとする。

（3）基本事項

ア 事務局として業務を総括し、甲と調整のうえキャンペーンを実施し、利用者（利用予定者を含む）からの問い合わせに対応する。

イ 当該キャンペーンについて乙のホームページや広報媒体を用いてPRを行い、また、Eメール、電話・FAX、訪問、各種広告等により福島空港の利用を呼び掛ける。

ウ 事業実施にあたり、受託者が一部業務を再委託することは可能とする。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

5 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 業務完了届（別記第2号様式）
- (3) 実績報告書
- (4) 事業に係る制作物一式
- (5) その他甲が必要と認める書類

6 業務上の留意事項

- (1) 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。
- (3) 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。